

韓国における市民参加基本法案

『自治体学』35-2号（2022年3月）では韓国（国立）全北大学行政学科の河東賢氏より「韓国の葛藤管理システムと住民参加」として公共政策・公共事業における自治体・住民間の合意形成（紛争調整）にかかわる「葛藤管理（Conflict Management）」制度の状況や、2022年の地方自治法改正で住民参加の権利が強化されたことが報告されました。その後、韓国では数度の大統領の交代がありましたが、継続して行政安全部（日本の総務省と警察庁に相当）官僚・研究者・NGOリーダーが参加する委員会にて政府・自治体の広範な市民参加の支援と発展を謳う「市民参加基本法（案）」の審議が進められ、2025年12月に国会に上程されました。今後の日本の自治体での市民参加条例・制度の制定や改正を考えるにあたってのひとつの参考資料としてご紹介します。（編集部：長野基）

市民参加基本法案

発議年月日：2025.12.31

第1条（目的）この法律は、市民参加を確保し活性化するための総合的な推進体系を構築することにより、民主主義の持続可能な発展、公共の利益増進及び社会統合の向上に寄与することを目的とする。

第2条（定義）この法律で使用する用語の意味は、次のとおりである。

- 「市民」とは、次の各項のいずれかに該当する者をいう。
 - 韓国の国籍を持つ人
 - 「地方自治法」第16条による住民
 - 「出入国管理法」第31条により外国人登録をした者
 - 「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」第6条により国内居所申告をした者
- 「市民参加」とは、市民が権利及び公共の利益実現、社会的価値増進などのために社会・経済・制度など多様な領域で自律的に参加する行為をいい、次の各項に参加することを含む。
 - 「市民の政策参加」とは、市民が公共政策の議題設定から決定、執行、評価段階までの全過程に自発的・能動的に参加するすべての活動をいう。
 - 「市民熟議」とは、市民と利害関係人などが参加し、公共政策および社会懸案についてバランスの取れた情報をもとに自由に討論し熟考し、争点に対する理解を高めたり、共通の認識を求めていく過程をいう。
 - 「公論化」とは、公共政策及び社会懸案に関する特定の議題や争点を公共領域に提起して社会的関心と議論を促し、市民と利害関係人の意見を収束する過程をいう。
 - 「民主市民教育」とは、市民が憲法的価値に基づいて日常生活の各領域で普遍的権利と民主主義を実現するために必要な資質と力量を涵養できるようにするあらゆる形態の教育をいう。
 - 「市民社会」とは、市民の権益擁護、社会的価値の実現、

公益増進などを目的に市民が自発的に活動する領域をいう。

- 「公益活動」とは、市民、法人又は団体が自発的に行う活動として営利または親睦の目的ではない社会一般の利益のための活動をいう。

第3条（基本原則）国及び自治体は、市民参加の保障及び活性化のために、次の各号の原則に従って総合的かつ体系的な政策を樹立・推進しなければならない。

- 市民参加の権利と社会的価値を認め、尊重すること
- 市民参加を制約する制度的・社会的要因を改善すること
- 市民参加力量強化及び市民社会活性化の基盤づくりのための支援システムを設けること
- 市民社会の自律性・多様性・独立性を保障すること
- 政策の立案・施行・評価過程において市民の参加を保障し、市民社会とのコミュニケーション・協力を強化すること
- 地域の自律性と特殊性を尊重し、地域市民社会活性化のための基盤を強化すること

第4条（国及び自治体の責務）①国及び自治体は、市民参加保障及び活性化のために必要な総合的な施策を樹立・施行し、支援する方案を講じなければならない。

②国及び自治体は、前項の規定を果すためにこれに付随する財源を確保するなど、予算上の措置をとらなければならない。

第5条（市民の権利）市民は、自分の権益と社会的価値の実現のために公共政策決定過程に参加し、自律的な市民社会活動を遂行し、民主市民教育を受ける権利を有する。

<中略>

第7条（市民参加の総合体系の構築）①国及び自治体は、市民の政策参加、市民熟議・公論化（以下「熟議公論化」という。）、民主市民教育、市民社会活性化等のための総合体系を構築しなければならない。

② 国及び自治体は、市民参加の総合体系構築のために次の各号事項を推進しなければならない。

1. 市民参加の保障及び活性化のための政策・制度改善
2. 市民参加の保障及び活性化のための計画の策定及び実施
3. 市民参加の保障及び活性化のための調査・研究及び統計の構築
4. 市民参加の保障及び活性化に関する教育及び広報
5. 市民及び市民社会組織における参加力量強化のための教育及び訓練
6. 市民参加の活動を行う市民間の相互協力及びネットワーク構築
7. その他市民参加の保障及び活性化のために必要な事項

③ 国及び自治体は、市民参加活性化のために市民参加領域別支援機構を大統領令又は条例に定めるところにより設置・運営することができる。

<中略>

第 12 条（市民参加総合計画の立案等）①第 15 条による国家市民参加委員会は、市民参加の保証と活性化のために 5 年ごとに市民参加に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を立案・施行しなければならない。

② 総合計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 市民参加の保障及び活性化のための政策の方向及び目標に関する事項
2. 市民参加の保障及び活性化のための規制及び法・制度改善に関する事項
3. 関係中央行政機関又は関係中央行政機関と自治体間の市民参加の保障及び活性化関連政策及び業務協力に関する事項
4. 市民参加保障及び活性化のための調査・研究・教育・広報に関する事項
5. 総合計画の推進に必要な財源の確保に関する事項
6. 市民参加の保障及び活性化のための政府と市民間の協力体制の構築及び強化に関する事項
7. 市民参加の保障及び活性化のための国際協力に関する事項
8. その他市民参加の保障及び活性化のために大統領令で定める事項

③ 第 15 条による国家市民参加委員会は、総合計画を立案又は変更しようとするときは、関係中央行政機関の長と協議し、同条による国家市民参加委員会の審議を経てこれを確定する。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更しようとする場合には、この限りでない。

④ 第 15 条による国家市民参加委員会は、総合計画が確定したときは、国会に報告し、主要内容を官報に告示し、関係中央行政機関の長及び第 13 条による市・道知事に送付しなければならない。

⑤ この法律に規定された事項のほか、総合計画の立案・変更等に必要な事項は、大統領令で定める。

<中略>

第 15 条（国家市民参加委員会の設置）①市民参加保障及び活性化に関する政府の主要政策と計画を審議・議決し、その

推進事項を点検し、これに必要な業務を独立して遂行し支援するために、行政安全部長官所属で国家市民参加委員会（以下「委員会」という。）を置く。

② 委員会は、この法律施行日から 5 年間存続する。

<中略>

第 25 条（地域市民参加委員会の設置等）①施行計画の立案・施行に必要な事項を審議・議決及び執行のために市・道知事所属で市・道市民参加委員会（以下「市・道委員会」という。）を置く。

② 市長・郡長・区長（自治区の区長をいう。以下同じ）は、当該管轄地域の市民参加に関する施策及びプログラム開発等に関する諮問のために市長・郡長・区長所属で市・郡・区（自治区をいう。以下同じ）市民参加委員会（以下「市・郡・区委員会」という。）

③ 市・道知事及び市長・郡長・区長は、市民参加を保障し活性化するために市・道及び市・郡・区に市民参加支援センターを置くことができる。この場合、条例で定めるところにより、市民参加領域別に支援センターを自律的に設置・運営することができる。

④ 市・道知事及び市長・郡長・区長は、市民参加に関する施策及びプログラム開発等の効率的推進のために条例で定めるところにより、関連機関又は団体に委託することができる。

⑤ 第 1 項及び第 2 項による市・道委員会、市・郡・区委員会の構成・運営に必要な事項は、市・道、市・郡・区の条例で定める。

<中略>

第 27 条（運営状況の報告及び公開）①委員会は、毎年市民参加に関連して委員会の運営状況を大統領令で定めるところにより公開しなければならない。

② 市・道委員会は、毎年市民参加に関連して市・道委員会の運営状況を地方議会に報告し、これを大統領令で定めるところにより公開しなければならない。

第 28 条（市民参加プラットフォーム構築）①行政安全部長官は、中央行政機関と市・道および市・郡・区の市民参加窓口を効率的に統合・連携する汎政府市民参加プラットフォームを構築・運営できる。

② 行政安全部長官は、関係中央行政機関の長、市・道知事及び市長・郡長・区長に市民参加プラットフォームの構築と運営に関する必要な協力を要請することができる。この場合、要請を受けた関係中央行政機関と市・道知事及び市長・郡長・区長は、正当な事由がなければこれに従わなければならない。

<以下、略>

■この法案文の翻訳は 2025 年 12 月 31 日時点のものを河東賢・全北大学教授の指導の下、長野基（編集部会）が行いました。なお、「市・道」と記載されている場合の「道」は一般の道と特別自治道（済州など）、「市」は広域自治体としての特別市（ソウル）、特別自治市（世宗）、広域市（釜山など）を指します。